

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会(同業者団体等用)

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会(同業者団体等用)

照会

照会者	①(フリガナ) 団体の名称	(コクドコウツウショウ) 国土交通省
	②(フリガナ) 総代又は法人の代表者	(コクドコウツウショウ ジュウタクキョクチョウ カワモト ショウイチロウ) 国土交通省 住宅局長 川本 正一郎
照会の内容	③ 照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容)	別紙の1、3及び4のとおり
	④ 照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙の2のとおり
	⑤ ④の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由	別紙の5のとおり
⑥	関係する法令条項等	法人税法第2条第8号、法人税法施行令第5条第1項第31号ほか
⑦	添付書類	① マンション駐車場の外部使用(イメージ)(PDF/94KB) ② 建物の区分所有等に関する法律(抄)、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(抄)、マンション標準管理規約(単棟型)(抄)(PDF/116KB)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

回答

⑧	回答年月日	平成24年2月13日
⑨	回答者	国税庁課税部長
⑩	回答内容	<p>標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) この文書回答は、ご照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) この回答内容は国税庁としての見解であり、個々の納税者の申告内容等を拘束するものではありません。</p>